

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法のお知らせ

特別徴収(年金天引き)を開始します

令和4年4月から、次の全てに該当するかたは、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)を開始します。

【国民健康保険税の場合】

- 1 国民健康保険に加入している世帯主で、令和3年4月2日～10月1日の間に65歳になったかた
- 2 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上74歳以下であること(令和5年3月31日までに75歳になるかたが世帯にいる場合を除く。)
- 3 世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- 4 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計が年金受給額の2分の1を超えないかた

【後期高齢者医療保険料の場合】

- 1 令和3年4月2日～10月1日の間に加入したかた
- 2 年額18万円以上の年金を受給しているかた
- 3 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金受給額の2分の1を超えないかた

特別徴収から口座振替に変更することもできます

口座振替での納付を希望する場合は、保険年金課で手続きが必要です。※納付書払いはできなくなります。

特別徴収(年金天引き)から口座振替への変更を希望しますか?

はい

口座振替の手続きはお済みですか?

はい

被保険者証(保険証)をお持ちのうえ、「納付方法変更申出書」を提出してください。
【用紙は保険年金課にあります】

いいえ

「口座振替依頼書」と「納付方法変更申出書」を提出してください。

【用紙は保険年金課にあります】

被保険者証(保険証)、通帳、キャッシュカードまたは通帳届出印をお持ちください。

※口座名義人と異なるかたがキャッシュカードで口座振替手続きをする場合は、委任状が必要です。

手続きに必要なもの

- ① 既に口座振替を利用しているかた
・被保険者証(保険証)
- ② 口座振替を利用していないかた
・被保険者証(保険証) ・通帳
・キャッシュカードまたは通帳届出印

※口座名義人と異なるかたがキャッシュカードで口座振替手続きをする場合は委任状が必要です。

※一部利用できないキャッシュカードがありますので、キャッシュカード、通帳及び通帳届出印をお持ちください。

※南彩農業協同組合の口座で振替を希望のかたは、キャッシュカードによる手続きができませんので、通帳及び通帳届出印をお持ちください。

※1月31日(月)までに手続きをした場合、4月分から年金天引きを中止します。なお、口座振替手続きの完了の時期により、年金天引きを中止する時期が異なります(口座振替手続きが完了しないと年金天引きは中止できません。)

※口座名義人は被保険者、被保険者の親族、被保険者と生計を一にするかたなどを指定できます。口座振替に変更した場合、社会保険料控除は口座名義人に適用されます。

※これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります。

問合せ 保険年金課 ☎ 0480 (92) 1111

国民健康保険担当
後期高齢者医療担当

内線 142 ~ 144
内線 147・148

